

「ニセコ町景観条例の一部を改正する条例」（案）等についての意見募集結果

番号	意見		意見に対する町の考え方
	ご意見の箇所（条数）	内容	
1	(7) 営利を目的とした場合において、専ら特定の施設利用者を対象とし、景観に著しく害を及ぼさないもの	景観に著しく害を及ぼすかどうかの判断は個人差が大きく、判断が難しい。誰がどんな基準でこれを判断するのかの記述が必要だと思います。「ニセコの街並みや周辺の自然景観に配慮したデザインや色彩を取り入れたもの」のような少し具体的な記述の方がよいのでは。 また、特定の利用者を対象とした場合でも公道沿いなどで不特定多数が目にするものでも除外するとしたら結果的にはなんでもありになるような気がします。	ニセコ町建築ガイドラインに、「広告物・装飾・サイン等は建築物のデザインや周囲との連続性・一体感に配慮したデザインとする」ことを明記しています。景観に著しく害を及ぼすかどうかの判断は、建築ガイドラインに沿って行ないます。 公道沿いなどで不特定多数が目にするものは、特定の利用者を対象とした場合にあたらないので、除外しません。